



# 宮 崎 県 公 報

令 和 3 年 6 月 3 日 (木 曜 日) 第 210 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	頁
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知…………… ( “ ) 2	
○保安林の指定施業要件の変更…………… ( “ ) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に係る届出 (2件) … (商工政策課) 4	
○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市 町村の意見…………… ( “ ) 5	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 5	
人事委員会告示	
○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第 427号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000368	忍者村湯癒亭	児湯郡川南町大字平田2379番地1	有限会社エコワールド	児湯郡川南町大字平田2379番地1	令和3年6月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス (多機能型)

### 宮崎県告示第 428号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-2	映画	海底悲歌 (はいていエレジー)	堂ノ本敬太 <堂ノ本敬太>	令和3年5月24日
3年-3	映画	よがるナオンと巨乳と義母と	深町組 <新東宝映画>	
3年-4	映画	光復	スタンダードフィルム <スタンダードフィルム>	
3年-5	映画	親愛なる君へ (原題) 親愛的房客 (Dear Tenant)	エスピーオー (台湾)	

3年-6	映画	シンプルな情熱 (原題) PASSION SIMPLE	セテラ・インターナショナル (フランス、ベルギー)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

**宮崎県告示第 429号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-34、1634-39、1634-131、1634-133、1634-134
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字内野八重1634-131・1634-133・1634-134（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 430号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-40
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 431号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字尾弘5105-1、5105-12、5105-13、5105-27、5123-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 432号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-131（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 433号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	延岡市北浦町三川内字佐土川内2758番22地先から同市同町三川内字粟野作2761番1地先まで	旧	14.8～ 21.2	92.6
				新	21.0～ 26.8	92.6

宮崎県告示第 434号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年6月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字平 708番40地先から同郡同村同大字同字 708番40地先まで	令和3年6月3日

宮崎県告示第 435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	川 島 町 (2)	10- 203- 1 - 148	土 石 流
	抗 が 内 沢	10- 203- 2 - 079	土 石 流
	川 島 町 (1)	10- 203- 1 - 147	土 石 流

川 島 町 (4)	10- 203- 2 - 080	土 石 流
上 抗 が 内 谷 沢	10- 203- 3 - 030	土 石 流
川 島 町 (3)	10- 203- 3 - 031	土 石 流
下 抗 が 内 谷 沢	10- 203- 3 - 032	土 石 流
熊 野 江 町 (3)	10- 203- 2 - 116	土 石 流
川 島 第 1	I - 1 - 1588	急傾斜地の崩壊
川 島 第 7	I - 1 - 3649	急傾斜地の崩壊
川 島 第 5	I - 1 - 2150	急傾斜地の崩壊
川 島 第 2	I - 1 - 1589	急傾斜地の崩壊
川 島 第 14	II - 1 - 7388	急傾斜地の崩壊
川 島 第 16	II - 1 - 7596	急傾斜地の崩壊
川 島 第 11	II - 1 - 7376	急傾斜地の崩壊
川 島 第 10	II - 1 - 7375	急傾斜地の崩壊
川 島 第 4	I - 1 - 1591	急傾斜地の崩壊
川 島 第 8	I - 1 - 3650	急傾斜地の崩壊
川 島 第 8 - 新①	I - 1 - 3650 - 新①	急傾斜地の崩壊
川 島 第 8 - 新②	I - 1 - 3650 - 新②	急傾斜地の崩壊
川 島 第 12	II - 1 - 7377	急傾斜地の崩壊
川 島 第 13	II - 1 - 7378	急傾斜地の崩壊
川 島 第 15	II - 1 - 7594	急傾斜地の崩壊
川 島 第 15 - 新①	II - 1 - 7594 - 新①	急傾斜地の崩壊
構 口 第 2	I - 1 - 2171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	川島町(2)	10-203-1-148	土石流
	抗が内沢	10-203-2-079	土石流
	川島町(4)	10-203-2-080	土石流
	上抗が内谷沢	10-203-3-030	土石流
	川島町(3)	10-203-3-031	土石流
	下抗が内谷沢	10-203-3-032	土石流
	熊野江町(3)	10-203-2-116	土石流
	川島第1	I-1-1588	急傾斜地の崩壊
	川島第7	I-1-3649	急傾斜地の崩壊
	川島第5	I-1-2150	急傾斜地の崩壊
	川島第2	I-1-1589	急傾斜地の崩壊
	川島第14	II-1-7388	急傾斜地の崩壊
	川島第16	II-1-7596	急傾斜地の崩壊
	川島第11	II-1-7376	急傾斜地の崩壊
	川島第10	II-1-7375	急傾斜地の崩壊
	川島第4	I-1-1591	急傾斜地の崩壊
	川島第8	I-1-3650	急傾斜地の崩壊
	川島第8-新①	I-1-3650-新①	急傾斜地の崩壊
	川島第8-新②	I-1-3650-新②	急傾斜地の崩壊
	川島第12	II-1-7377	急傾斜地の崩壊

川島第13	II-1-7378	急傾斜地の崩壊
川島第15	II-1-7594	急傾斜地の崩壊
川島第15-新①	II-1-7594-新①	急傾斜地の崩壊
構口第2	I-1-2171	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
(変更後) 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- 変更の年月日  
令和3年4月1日
- 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- 届出年月日  
令和3年5月17日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和3年6月3日から令和3年10月4日まで
- 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間

令和3年6月3日から令和3年10月4日まで

#### 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店  
小林市大字水流迫上之原 648番25 外5筆

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

#### 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
(変更後) 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

#### 4 変更の年月日

令和3年4月1日

#### 5 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

#### 6 届出年月日

令和3年5月17日

#### 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和3年6月3日から令和3年10月4日まで

#### 8 意見書の提出先及び期間

##### (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

##### (2) 期間

令和3年6月3日から令和3年10月4日まで

#### 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、国富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス木脇店  
東諸県郡国富町大字木脇 763-1

#### 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称

令和2年12月23日

#### 3 意見の概要

意見なし

#### 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和3年6月3日から令和3年7月5日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大洲地区県営土地改良事業（新富町、湛水防除事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧期間

令和3年6月3日から令和3年7月1日まで

#### 3 縦覧場所

新富町役場農地管理課内

#### 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

## 人事委員会告示

### 宮崎県人事委員会告示第2号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月3日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、条例第2条第5項に規定する週休日、条例第4条に規定する祝日法による休日、条例第4条の2第1項に規定する休日の代休日及び条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から10月までの期間内における、条例第2条第5項に規定する週休日、条例第4条に規定する祝日法による休日、条例第4条の2第1項に規定する休日の代休日及び条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「週休日等」という。）を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
[略]		[略]	